

京都市告示第 294 号

京都市青少年活動センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、京都市北青少年活動センター及び山科青少年活動センターの開所時間を次のとおり延長します。

平成 18 年 12 月 11 日

京都市長 梶本 頼兼

開所延長日時

平成 18 年 12 月 24 日（日）午後 6 時～午後 9 時 30 分

（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）